

経済安定本部  
総務課訓令第...

号

各

處

昭和二十二年五月九日

経済安定本部令第十五條の規定により、  
三件を次のように定める。

昭和二十二年五月 日

経済安定本部総裁 吉田 茂

公園職制に関する件

第一條 公園へ特別調達金を含む、以下同じ一の職員にし  
て官吏以外の者から任命された者は、参事及び主事とす  
る。  
第二條 一級と同格の者又は二級と同格の者は参事とし

三級と同格の者は主事とする。

第三條 公園の役員又は職員にして官吏以外、者から任命する場合には、官吏任用級令の規定にかかわらず、主務大臣（價格調整公園の役員又は職員）の任命については、物價廳長官とし、特別調査廳の役員又は職員は、任命については、内閣總理大臣とする。以下同じ。が、公園の業務に關して必要な掌識又は經驗を有する者のうちから、これを任命しなればならない。

前項の場合において、二級と同格の参事及び主事の任命については、主務大臣は公園の總裁又は理事長に、これを委任することができる。

昭和二十二年十月二十七日